

須賀川市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第9項の規定により、財政援助団体等監査の結果を次のとおり公表する。

令和2年10月26日

須賀川市監査委員 大峰 和好

須賀川市監査委員 広瀬 吉彦

記

1 準拠基準

須賀川市監査基準

2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査

3 監査の対象及び所管課

(1) 令和元年度 生活バス路線維持対策補助金

団体 福島交通株式会社 代表取締役社長 武藤泰典

所管課 総務部市民安全課

(2) 令和元年度 高齢者労働能力活用事業費補助金

団体 公益社団法人須賀川市シルバー人材センター 理事長 遠藤和司

所管課 経済環境部商工課

(3) 令和元年度 老人福祉センター等指定管理者委託料

団体 公益社団法人須賀川市シルバー人材センター 理事長 遠藤和司

所管課 市民福祉部長寿福祉課

4 監査の着眼点

(1) 財政援助団体監査

補助金に係る出納その他の事務が適正に行われているか、事業が目的に沿って適正かつ効果的に行われているか、また、補助金の交付団体に対し指導監督が適切になされているかを主眼として実施した。

(2) 公の施設の指定管理者監査

委託金額に係る出納その他の事務が適正に行われているか、事業が指定管理者としての目的に沿って適正かつ効果的に行われているか、また、指定管理者事業に対する指導監督が適切になされているかを主眼として実施した。

5 監査の期間

令和2年8月26日から令和2年10月26日まで

6 監査等の主な実施内容

あらかじめ監査対象団体及び所管課に監査資料等の提出を求め、これを基に書類審査を行うとともに、対象団体及び所管課から説明を受けて実施した。

7 監査の結果

監査の結果は、概ね適正に執行されていると認められた。

なお、軽微な注意又は改善を要する事項については、口頭で指示した。